平成２１年（フ）第１４５号
静岡県浜松市南区頭陀寺町43番地の２クレフラスト掛塚街道103、前住所静岡県浜松市東区植松町77番地の２アップル第一マンション305
破産者　萩原　淳哉
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第２８２１号
名古屋市港区品川町２丁目１番地の95
破産者　駒形美代子
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２８７３号
青森県弘前市大字大町３丁目５番地１　ＭＫビル501号、開始決定時の住所名古屋市中区大須１丁目21番20号　ファンシービル岩間６Ｃ号
破産者　長谷川順子
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０７号
神戸市北区松が枝町３丁目２番地の４
破産者　小嶋　忠寛
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４号
兵庫県姫路市家島町宮2165番地10、従前の住所兵庫県姫路市亀山１丁目163番地
破産者　壷井　　明
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７１１号
広島市西区山田町34番地５
破産者　下西　基允
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３９２号
高知県安芸市川北甲1608番地、開始決定時の住所高知市五台山６番地４
破産者　松本　富惠
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第５２５号
大分市大字羽屋727番地の３　イータカリーナ花園502
破産者　阿部　泰彦
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第２６９８号
横浜市鶴見区生麦５丁目24番20号
破産者　巴　　昭伸
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４号
長野県上田市上田原788番地１
破産者　成澤　　希
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第６９号
岐阜県海津市海津町福江字本郷539　アポロタウン海津１階Ｃ102号室、住民票上の住所岐阜県海津市海津町馬目106番地２
破産者　加藤香緒里
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
京都府亀岡市北河原町２丁目４番８―502号
破産者　長田洋治朗
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
京都府亀岡市荒塚町内丸１番地
破産者　藤田　憲二
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２０年（フ）第８６号
京都市伏見区醍醐上ノ山町７番地　アーバンライフ醍醐302号、開始決定時の住所京都府宮津市字住吉1792番地
破産者　津田商店こと　津田　　均
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（フ）第３１９号
宮崎県北諸県郡三股町大字長田2598番地、開始決定時の住所宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5215番地３
破産者　諏訪　孝司
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２０年（フ）第８２号
熊本県球磨郡山江村大字山田丁739番地
破産者　西　ゆかり（旧姓山﨑）
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部